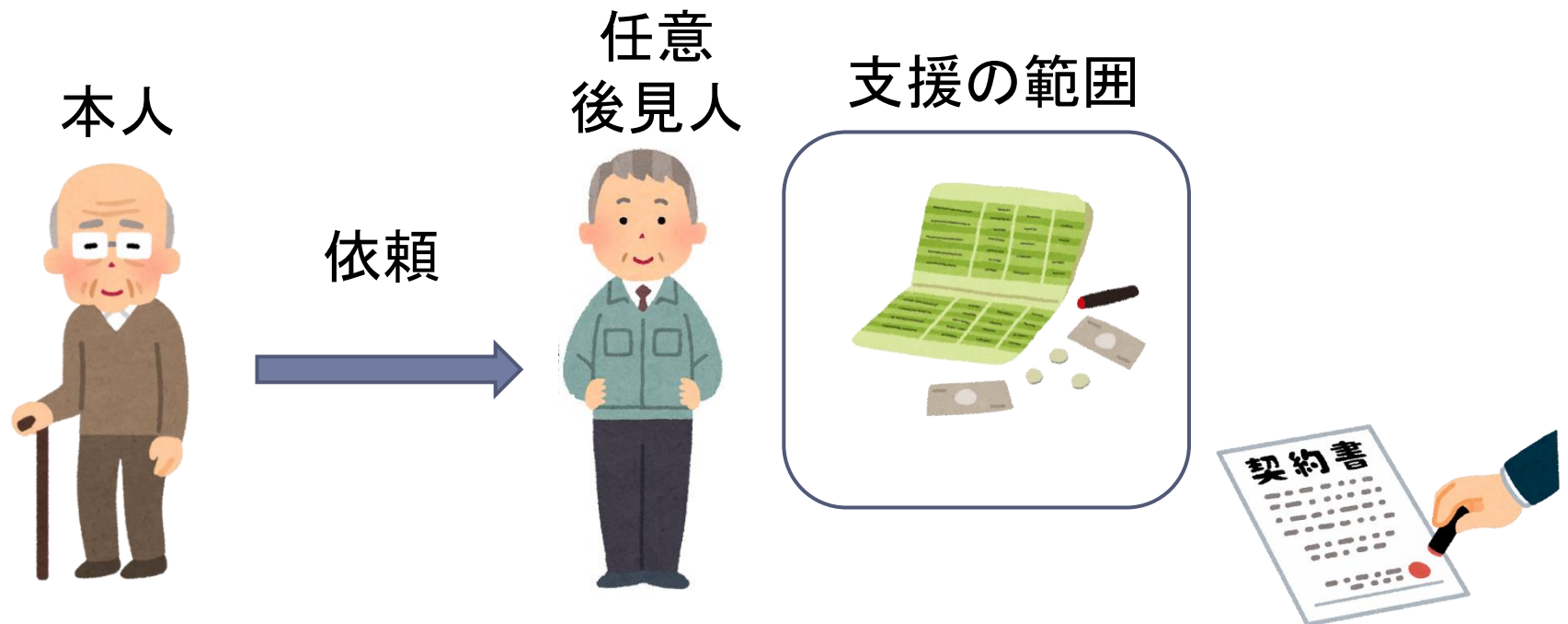


# 任意後見制度

将来に備えて本人に代わって行う人と支援（法律行為）の範囲をあらかじめ自分で決めておく制度です



# 任意後見制度の利用のしかた

## ① 任意後見の依頼と公正証書の作成

後見を依頼する人と本人と支援する範囲を決定



※後見人(任意後見人)は家族・親族でも、弁護士や司法書士などの専門職でもかまいません。

→ 公証役場で公正証書を作成し、正式に契約を結ぶ

※ 岐阜県の公証役場はこちら

→ [公証役場一覧:岐阜地方法務局 \(moj.go.jp\)](http://www.moj.go.jp)

# 任意後見制度の利用のしかた

将来、判断能力が低下したら・・・



## ② 家庭裁判所への申立て

本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者などが  
家庭裁判所に申立て

→ **任意後見監督人(後見人の監督者)の申立て**



## ③ 任意後見監督人が選任され、支援開始

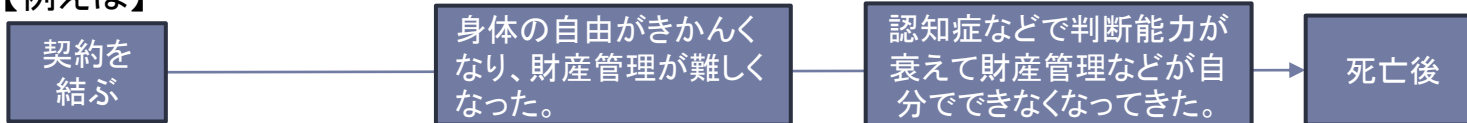
※ 参考 厚労省HP

→ [【任意後見制度】認知症高齢者における任意後見制度の活用編 | 成年後見はやわかり \(mhlw.go.jp\)](#)

# 任意後見制度の利用のしかた

あわせて見守り契約や財産管理委任契約、死後事務委任契約などを結び、元気なうちから定期的に見守ってもらい、判断能力の低下に応じて支援を開始できる体制を整えることもできます。

【例えば】



元気	入院など	判断能力の低下	死後
見守り契約	財産管理委任契約	任意後見契約	死後事務委任契約
定期的な連絡を取ったり、お会いしたりして、健康や生活の状況に変化がないか見守る。	契約に定めが委任事務（財産管理など）を行う。	任意後見契約に定めた後見事務を行う。	葬儀の手配などを行う。

※参考 美濃加茂公証役場HP

→①遺言公正証書 | 美濃加茂公証役場 ([minokamo-kosyo.com](http://minokamo-kosyo.com))